表川内川水系の項中

川内川	左岸	宮崎県えびの市大字原田字池元三千八百二十四番の一地先	海	川内、之城、野幸橋、真栗宮
	右岸	同市同大字字左院三千八百七十一番の一地先		
	左岸	宮崎県えびの市大字栗下字多良千百四十五番の三地先	川内川への合流点	真幸
長江川	右岸	同市同大字字鶴田千二百五十五番の二地先長江川第二鉄道橋		
	左岸	鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏七百三十九番の二地先隈之城川鉄道橋	川内川への合流点	川内
隈之城川	右岸	同市同大字字左院三千八百七十一番の一地先	海	川内、之城、野幸橋、真栗宮
	左岸	宮崎県えびの市大字原田字池元三千八百二十四番の一地先		
川内川	右岸	同市同大字字左院三千八百七十一番の一地先	川内川への合流点	川内
	左岸	宮崎県えびの市大字栗下字多良千百四十五番の三地先		
長江川	右岸	同市同大字字鶴田千二百五十五番の二地先長江川第二鉄道橋	九州地方整備局川内川河川事務所鹿児島地方気象台	
	左岸	鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏七百三十九番の二地先隈之城川鉄道橋		
隈之城川	右岸	同市向田町大字向田字腰掛千二百六十五番の二地先隈之城川鉄道局		

を

川内川	左岸	宮崎県えびの市大字原田字池元三千八百二十四番の一地先	海	川内、之城、野幸橋、真栗宮
	右岸	同市同大字字左院三千八百七十一番の一地先		
	左岸	宮崎県えびの市大字栗下字多良千百四十五番の三地先長江川第二鉄道橋	川内川への合流点	真幸
長江川	右岸	同市同大字字鶴田千二百五十五番の二地先長江川第二鉄道橋		
	左岸	鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字石間伏七百三十九番の二地先隈之城川鉄道橋	川内川への合流点	川内
隈之城川	右岸	同市向田町大字向田字腰掛千二百六十五番の二地先隈之城川鉄道局	海	川内、之城、野幸橋、真栗宮
	左岸	宮崎県えびの市大字原田字池元三千八百二十四番の一地先		
川内川	右岸	同市同大字字左院三千八百七十一番の一地先	川内川への合流点	川内
	左岸	宮崎県えびの市大字栗下字多良千百四十五番の三地先長江川第二鉄道橋		
長江川	右岸	同市同大字字鶴田千二百五十五番の二地先長江川第二鉄道橋	九州地方整備局川内川河川事務所鹿児島地方気象台	
	左岸	鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏七百三十九番の二地先隈之城川鉄道橋		
隈之城川	右岸	同市向田町大字向田字腰掛千二百六十五番の二地先隈之城道局		
	左岸	鹿児島県薩摩川内市東郷町大字斧渕字七迫五千十四番の三地先	川内川への合流点	川内
樋渡川	右岸	同市同町同大字字榎木田七千八百六十八番の二地先の町道橋	海	川内、之城、野幸橋、真栗宮
綿打川			川内川への合流点	川内
			栗野橋	

に

改める。

○国土交通省告示第五百九十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

阿賀野川の項中日橋川の項の次に次の一項を加える。

支川	湯川	左岸　福島県会津若松市御旗町八番の三十二地先から幹川合流点まで 右岸　同県同市緑町二番の十六地先

菊川の項中牛淵川の「静岡県菊川市赤土字州崎千四百九十九番一地先から同県同市下平川字東方田千百三十七番一地先から」を「静岡県菊川市牛渕字里百六十五番地先から」に改める。

鈴鹿川の項中鈴鹿川派川の項の次に次の一項を加える。

支川	安楽川	左岸　三重県亀山市田村町字東沢千七百四十五番の四地先から幹川合流点まで 右岸　同県同市同町字蜂ヶ尻七百七十二番の二地先

宮川の項中幹川の項の次に次の一項を加える。

支川	勢田川	左岸　朝川の合流点から五十鈴川への合流点まで 右岸

川内川の項中隈之城川の項に次の二項を加える。

支川	樋渡川	左岸　鹿児島県薩摩川内市東郷町大字斧渕字七迫五千十四番の三地先から幹川合流点まで 右岸　同県同市同町同大字字榎木田七千八百六十三番地先
支川	綿打川	左岸 右岸　鹿児島県姶良郡湧水町大字米永字坂元三千三百六十八番の二地先町道橋から幹川合流点まで

矢部川の項中飯江川の項の次に次の一項を加える。

支川	楠田川	左岸　福岡県みやま市高田町江浦字立花千七百六十二番の一地先から幹川合流点まで 右岸　同県同市同町徳島千四十六番地先

官庁報告

国家試験

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験合格者

ＣＢＴによる平成29年度ＩＴパスポート試験（４月実施分）の合格者を平成29年５月17日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成29年５月31日

経済産業大臣　世耕　弘成